知っとこう♪ 行っとこう♪

道の駅平泉 得 情報

■問い合わせ先…道の駅平泉　☎48-4795

【大文字リンゴ直売所】
道の駅平泉の東側で12月中旬まで販売中！

【11月のお薦め惣菜】

■かあちゃん弁当

道の駅平泉では、農産物だけでなく町内で加工した惣菜品の販売もしています。

長島地内で手作り弁当を製造し、道の駅平泉で販売している「かあちゃんの台所」代表の高橋裕子さんにお薦めのお弁当を尋ねると「どれもお薦めですが、やっぱり『かあちゃんのからあげ丼』が一番人気だと思います。それを目当てに買いに来るお客さまもいるくらいです。卵でとじた、から揚げはご飯がモリモリ進みます。ぜひ、ご賞味ください」と話していました。

■販売時期
毎日9時頃から販売（火曜日休み）

お弁当を作る裕子さん（21区）

レストラン11月のイチオシ！

大粒のカキを使った
カキフライセット

カキシーズン到来に合わせて新メニューのカキフライセットを期間限定で提供します。セットにはご飯とお味噌汁、おしんこ、ソースとタルタルソースが付いて、一度に２種類の味を楽しむことができます。

■販売…11月４日（水）～令和３年３月

カキフライセット950円（税込）

裁判員制度
～まもなく名簿記載通知を発送します～

裁判員制度は、開始から10年以上が経過し、令和元年12月までに約10万人が裁判員・補充裁判員として裁判に参加しています。

皆さんの積極的な参加により裁判員制度は円滑に実施されています。裁判員制度は、皆さんの協力なしには成り立たない制度です。引続きご理解とご協力をお願いします。

■裁判員候補者名簿記載通知

令和３年の裁判員候補者名簿に登録された人に、11月中旬に名簿に登録されたことの通知（名簿記載通知）を送付します。この通知は、令和３年２月頃から約１年間で裁判所から裁判員に選ばれる可能性があることを事前に伝えるものです。

▽対象…令和３年１月１日時点で20歳以上の人

■裁判員候補者名簿ができるまで

市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に全国の地方裁判所で作成します。

裁判員候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判員裁判対象事件の数などによって毎年変動します。（令和３年は、全国で約23万6600人で、447人に１人の割合で登録されます）

■調査票について

裁判員候補者名簿に登録された人には、名簿記載通知の他に調査票を送付します。

調査票は、裁判員候補者の事情を早期に把握し、調査票の回答内容により、１年を通じて辞退が認められる場合などには裁判所に来なくても済むよう、裁判員候補者の負担を軽減するためのものです。調査する項目に当てはまらない人は、返送の必要はありません。

▽調査票の確認項目
①裁判員になることができない職業に就いているか
②１年を通じての辞退希望の有無・理由
③月の大半にわたり裁判員になることが困難な特定の月がある場合の辞退希望の有無・理由

▽辞退の申し出ができる時期

辞退の申し出ができる時期に制限はありません。

送付された調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際に送付する質問票や裁判所で行われる選任手続きの際に辞退を申し出ることができます。

■その他
詳しくは裁判員制度のホームページをご確認ください。

■問い合わせ先
盛岡地方裁判所
☎019-622-3165

裁判員などの選任手続きの流れ

令和２年
【10月中旬～下旬】名簿の作成
◀
【11月中旬】候補者への通知 調査票の送付
令和３年
◀
【６週間前まで】名簿からくじで選ばれた人への選任手続期日のお知らせ・質問票の送付
◀
【選任手続期日当日】裁判所での選任手続き

平泉を掘る

発掘最前線(185)

― 志羅山遺跡第118次発掘調査　その４ ―

【塀跡】

今回の調査では板塀の跡とみられる遺構が複数見つかっています。塀跡は屋敷を囲んだり道との境に設置したと思われます。

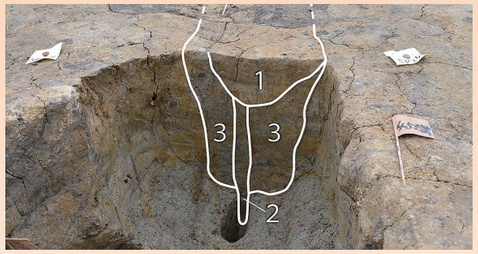

1．塀がなくなった後で埋められた土、2．板の痕跡、3．埋め戻された土

上／写真１　見つかった塀跡
溝のように掘られた底の部分に長方形の痕跡がみえます。これは縦長の板の先端を尖らせて地面に打ち込んだ跡です。

左／写真２　板塀の断面
土層を観察すると、一度溝状に地面を掘り、板を打ち込んで埋め戻した様子がわかります。

【折敷（おしき）】

井戸跡から折敷が出土しました。折敷は、食器などを乗せるお盆で、今回見つかったものはほぼ完全な形で残っていました。

写真３　折敷の出土状況
折敷が見つかった状況です。見えているのは裏側です。

写真４　見つかった折敷
30㌢×22㌢の長方形で、四隅の角は面取りしています。縁は棒状の木を折り曲げて作られています。板に穴を２ヶ所あけ、樹皮をとおして板と縁を固定しています。板の厚さは８㍉、縁の高さは６㍉です。

発掘調査にご協力ください

町内には、数多くの貴重な遺跡があります。住宅などの建設や切り土・盛り土の工事により、埋蔵文化財が失われたり、地形が変わってしまう前に、文化財保護の観点から事前に発掘調査が必要です。事業を円滑に進めるため、皆さまのご協力をお願いします。

■発掘調査（野外調査）の実施期間
発掘調査（野外調査）は毎年４月からおおむね11月までです。
12月から翌年３月までは室内整理期間（発掘調査報告書作成など）となり、原則として発掘調査（野外調査）は実施しません。

■発掘調査の経費
個人住宅などを建築する場合は、国庫補助制度を活用するため個人負担はありませんが、店舗などの建設の場合は文化財保護法に基づく原因者負担の原則により、事業者に負担していただきます。

■受付期間（開発事業の協議）
令和３年度の発掘調査は、12月10日までが受付期間です。この期間内に協議があったものを令和３年度の調査スケジュールに組み入れていきます。また、令和４年度以降の発掘調査についても随時受け付けをしていますので、住宅建築などの計画がある場合は、**できるだけ早い時期に問い合わせ・協議をお願いします。**

■受け付け・問い合わせ先
平泉文化遺産センター　☎46―4012